

自動捕捉式はかりの使用制限の開始（検定の実施）に関する説明会の実施について

平素より、計量行政の諸施策に対し、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年の計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令に伴い、「自動はかり」が検定の対象となりました。その後、令和3年・令和4年の政令改正を経て、令和6年(2024年)4月1日より、新たに使用する自動捕捉式はかりの使用の制限を開始し、令和9年(2027年)4月1日より、既使用の自動捕捉式はかりの使用の制限を開始することとなりました。

自動捕捉式はかりを使用している事業者様に対して、これらの制度に対するご理解をいただくために下記オンラインでの説明の配信を行います。生産管理部門・品質管理部門・計量部門のご担当者様、及び関連会社や下請事業者様にもご視聴していただきますようお願いいたします。

【開催概要】

- ▼日時： ①12月8日(金) 13:00～14:00
②12月14日(木) 11:00～12:00
③12月20日(水) 15:00～16:00
- ▼形式： Zoom ウェビナー (※事前登録制: 視聴登録をお願いいたします)
- ▼登録方法： <https://www.yano.co.jp/announce/202312c.html>



<https://www.yano.co.jp/announce/202312c.html>

※スマートフォンからもアクセス・登録可能です。

- ▼参加費： 無料
- ▼問い合わせ先： 株式会社矢野経済研究所
計量器事務局 菅原 hakari-jidou3@yano.co.jp TEL:03-5371-6926

【プログラム】

- 説明会の開催について 事務局 (株)矢野経済研究所
- 「自動はかり(自動捕捉式はかり)の検定義務化について」 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
- 「自動捕捉式はかり指定検定機関のご紹介」 指定検定機関 代表事業者

※質問は、Zoom の「Q&A」機能、もしくは説明会終了後のアンケートへの記入をお願いいたします。回答は、後日計量行政室のHP等に回答を開示いたします。